

東大和市行政評価推進会議運営要領

(目的)

第1 この要領は、東大和市行政評価実施要綱（平成26年3月28日市長決裁。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき設置する東大和市行政評価推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政評価の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (2) 要綱第3条各号の規定により実施された行政評価の結果を踏まえ、総合的な観点から行う評価に関すること。ただし、事務事業評価にあっては、次に掲げるものを評価する。
 - ア 事務事業の廃止、統合を行うもの
 - イ 施設の管理運営を民間に委託する等事務事業の内容を大きく見直すものの
 - ウ 上記以外で事務事業の改善案で市民サービスに影響するもの
 - エ その他委員長が必要と認めるもの

(構成)

第3 推進会議は、副市長、議会事務局長、企画財政部長、総務部長、市民部長、子ども生活部長、福祉部長、環境部長、都市建設部長、学校教育部長、社会教育部長その他参事職にある者をもって組織する。

2 推進会議には委員長を置き、委員長は副市長とする。

(会議)

第4 推進会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、企画財政部長がその職務を代理する。但し、企画財政部長にも事故あるとき、又は欠けたときは総務部長、市民部長、子ども生活部長、福祉部長、環境部長、都市建設部長、学校教育部長、社会教育部長の順序により委員長の職務を代理する。

(意見の聴取等)

第5 推進会議において議長が必要と認めた場合は、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料若しくは情報の提供を求めることができる。

(報告及び通知)

第6 委員長は、第2において協議、評価した結果を市長に報告するとともに、当該報告に係る事務事業担当課の属する部の長及び企画財政部長に通知する。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、企画財政部行政管理課において処理する。

(委任)

第8 この要領に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。